

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高知県は、生活保護に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

高知県知事

公表日

令和5年11月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護の実施に関する事務 ・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ・保護の停止又は廃止に関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・保護に要する費用の返還に関する事務 ・徴収金の徴収に関する事務 <p>※特に、医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護電算システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	生活保護電算システム、統合宛名システム、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条 3. 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年12月28日条例第69号)第4条別表第一の5、第二の3 4. 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成27年12月28日規則第85号)第7条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号、第9号</p> <p>【情報提供を行う根拠規定】 番号法別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120</p> <p>【情報照会を行う根拠規定】 番号法別表第二の26</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども・福祉政策部福祉指導課
②所属長の役職名	福祉指導課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高知県総務部法務文書課(個人情報コーナー) 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 088-823-9156
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高知県子ども・福祉政策部福祉指導課 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 088-823-9624

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	様式変更		○I 関連情報5. ②所属長名→所属長の役職名に ○IVリスク対策の追加	事前	様式変更による
令和3年11月15日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①部署	地域福祉部福祉指導課	①子ども・福祉政策部福祉指導課	事後	部変更に伴う変更
令和3年11月15日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	地域福祉部福祉指導課	子ども・福祉政策部福祉指導課	事後	同上
令和3年11月15日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法第19条改正(令和3年9月1日施行)に伴う変更
令和3年11月15日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	高知県総務部 文書情報課	高知県総務部 法務文書課	事後	
令和5年2月2日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】 ・保護の実施に関する事務 ・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ・保護の停止又は廃止に関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・保護に要する費用の返還に関する事務 ・徴収金の徴収に関する事務	【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】 ・保護の実施に関する事務 ・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ・保護の停止又は廃止に関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・保護に要する費用の返還に関する事務 ・徴収金の徴収に関する事務 ※特に、医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務 ・生活保護電算システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	医療扶助のオンライン資格確認導入に伴う修正
令和5年2月2日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護電算システム	生活保護電算システム、統合宛名システム、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	医療扶助のオンライン資格確認導入に伴う修正
令和5年2月2日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条 3. 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年12月28日条例第69号)第4条 別表第一の5、第二の3 4. 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成27年12月28日規則第85号)第7条	事前	医療扶助のオンライン資格確認導入に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月2日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【番号法別表第二に基づく情報提供を行う根拠規定】 別表第二の9の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下、「内閣府・総務省令第7号」という。)第8条1、2号 別表第二の10の項 内閣府・総務省令第7号第9条1、2、3号 別表第二の14の項 内閣府・総務省令第7号第11条1、2号 別表第二の16の項 内閣府・総務省令第7号第12条1、2、3、4号 別表第二の20の項 内閣府・総務省令第7号第14条3号 別表第二の21の項 別表第二の24の項 内閣府・総務省令第7号第17条1号 別表第二の26の項 内閣府・総務省令第7号第19条1、2、3、4、5、6号 別表第二の27の項 内閣府・総務省令第7号第20条4、5、6、7、9、10号 別表第二の28の項 内閣府・総務省令第7号第21条1、4、5、7、8、9号 別表第二の30の項 別表第二の31の項 内閣府・総務省令第7号第22条2、3、4、5、6、8、10、11号 別表第二の38の項 内閣府・総務省令第7号第24条1号 別表第二の50の項 内閣府・総務省令第7号第26条の4第1号 別表第二の53の項 内閣府・総務省令第7号第27条3号 別表第二の54の項 内閣府・総務省令第7号第	番号法第19条第8号、第9号 【情報提供を行う根拠規定】 番号法別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120 【情報照会を行う根拠規定】 番号法別表第二の26	事前	医療扶助のオンライン資格確認導入に伴う修正